

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	水道機工株式会社				
所在地	東京都世田谷区桜丘5-48-16				
入札参加停止の期間	令和5年5月20日から令和5年6月19日まで(1か月)				
事実概要	対象会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止等)を受けた。				
理由	入札参加停止措置要領別表第2第11号に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。				
備考	<b>【入札参加停止措置要領別表第2第11号】</b> <table border="1"><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</td></tr></table>		不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内			